

## 『性能鑑定業務』を開始しました

法令による性能基準の適用のない物件に対して、業界等が定めた基準への適合性の判定を行う『性能鑑定業務』を、平成28年4月1日から開始しました。その第一弾として、レジャー用ライフジャケットに関する取扱いを始めます。

法令により小型船舶に備え付けなければならない物件は、その性能基準が定められているため、基準に適合していることが容易に判断出来ます。

一方、法令による性能基準の適用のない物件については、製造者が独自の判断基準で各種各様のものを製造しているのが実情です。

このような状況下、一定の基準（業界等が策定した性能基準）を満足しているものであることを利用者が容易に認識出来るような仕組みを確立して欲しいとの各方面からの要望を受けて、日本小型船舶検査機構（JCI）は、事業者からの依頼を受けた物件の性能鑑定を行う業務を新たに国土交通大臣の認可を受けて、平成28年4月1日から開始しました。

性能鑑定済みのものには、右のようなマークが標示され、一定の基準を満足しているものであることを利用者が容易に認識出来るようになります。

性能鑑定業務の第一弾として、「レジャー用ライフジャケット（※）」に関する取扱いを開始しますが、今後、社会的なニーズに応じて、対象物件を拡大していくことも想定しています。



<性能鑑定済マーク>

※CSは、Compliance with the Standard の略。

（注）性能鑑定済マークが標示されたレジャー用ライフジャケットは、法令による性能基準とは異なる基準によるものであるため、小型船舶の法定備品としては利用出来ません。

※ 平成26年度にレジャー関係者、救命胴衣製造事業者等により構成された「レジャーで使用する個人用の浮力補助具に関する業界の性能基準策定支援技術委員会」において、レジャー用ライフジャケットの性能基準が検討され、業界基準としてとりまとめが行われました。この委員会の報告書については、以下のURLから閲覧できます。

[http://www.jci.go.jp/jci/pdf/chousa/h26\\_pfd.pdf](http://www.jci.go.jp/jci/pdf/chousa/h26_pfd.pdf)

### 【お問合せ先】

日本小型船舶検査機構 業務部 検査検定課

電話 : 03-3239-0826

FAX : 03-3239-0829